

社団法人日本表面科学会 役員報酬・退職金規程

平成 21 年 2 月 14 日理事会承認

(総則)

第 1 条 この規程は、定款第 18 条（役員報酬）に関し必要な事項を定めるものである。

(報酬)

第 2 条 この法人の役員（理事及び監事）は、その在任中報酬を受けず、退任時において退職金は支給されない。ただし定款 12 条 2 項に規定した監事が会員でない場合についてはその限りではない。

(規程の変更)

第 3 条 この規程の改廃は理事会の議決をもって行うものとする。

附則

この規程は平成 21 年 2 月 14 日から施行し、平成 21 年 2 月 14 日から適用する。